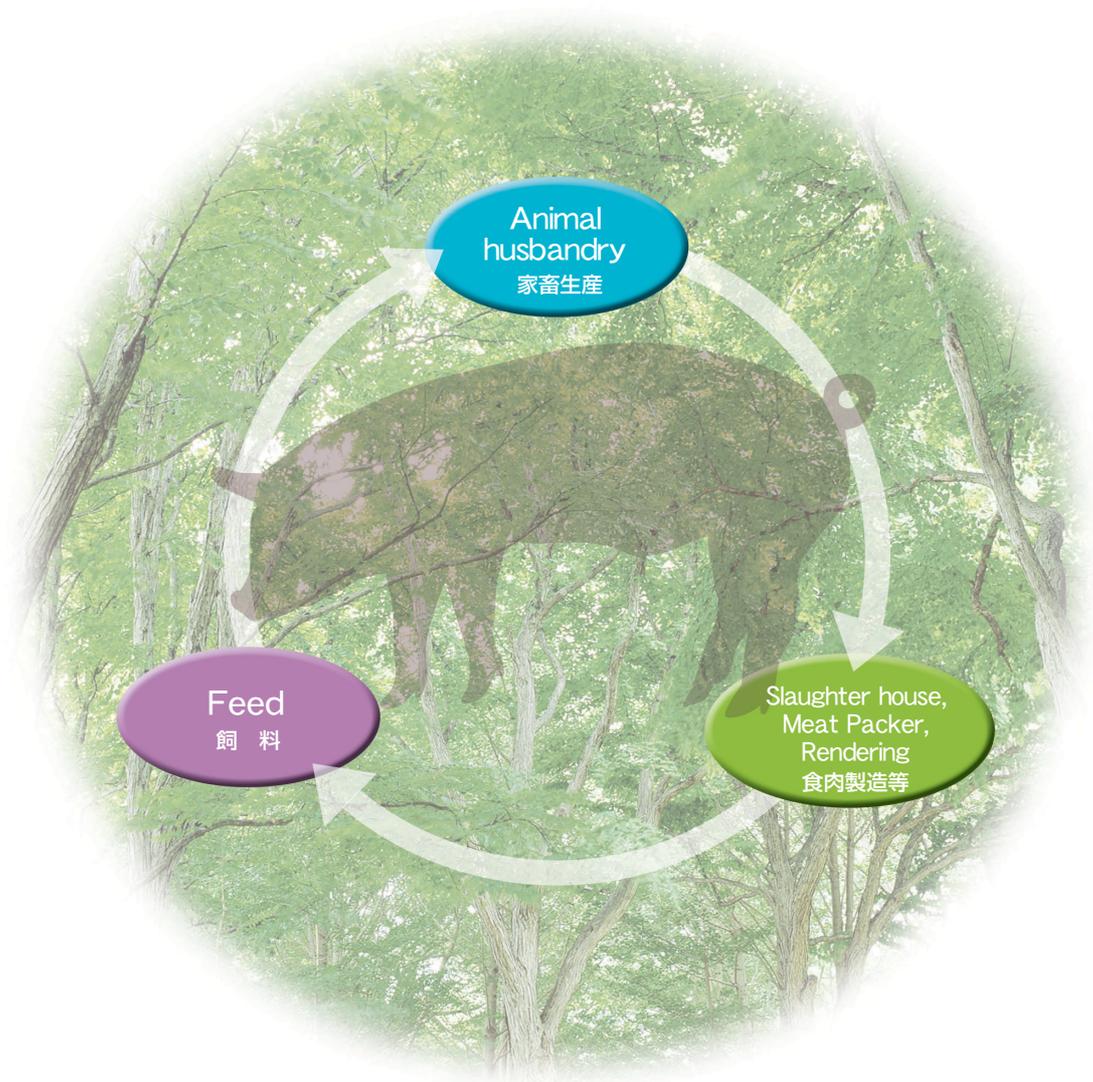


豚由来たん白質等の 分別利用の手引き

～畜産リサイクルの機能回復をめざして～



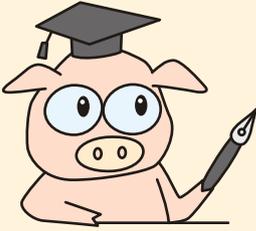
【目次】 CONTENTS

- I 豚由来たん白質等の飼料利用の解禁……………1
- II 豚由来たん白質等の飼料利用のために……………3
- III 豚由来たん白質等の引渡し・引受けに関する契約の締結…7
- IV 原料供給管理票の携行……………13
- V 資料編(原料排出事業場における作業マニュアル)……………14

I

豚由来たん白質等の飼料利用の解禁

ポイント解説



わが国の畜産リサイクルシステムの機能回復や肉骨粉適正処分緊急対策事業の対象となる肉骨粉等の削減を図る観点から、豚由来たん白質等を飼料利用に仕向けることが極めて重要となっています。

豚由来たん白質等は、その製造工程が、それ以外の動物（＝牛、めん羊等）由来のたん白質の製造工程と確実に分離されていることについての農林水産大臣の確認手続きなど、必要事項をクリアした場合に限り、豚・鶏・うずら用の飼料に利用することができます。

- (1) 内閣府食品安全委員会は、平成 16 年 6 月 24 日付け府食第 696 号において、「豚及び家きんが自然状態において B S E に感染し、B S E を伝達するという科学的根拠はない。従って、豚及び家きんに由来する肉骨粉、蒸製骨粉及び加水分解たん白質を豚及び家きん用の飼料として利用することによる、ヒトへの直接的な食品健康影響については無視できる。」との報告を行いました。

この報告のなかで、わが国の人への B S E 感染の防止のためには、特に牛との交差汚染を防止する必要があるとして、と畜場レベル、食肉処理場レベル、化製場（レンダリング）レベル、飼料工場レベル、農家レベルの各レベルとこれらを結ぶ輸送・販売での交差汚染の防止措置を強く求めています。

また、「この交差汚染のリスクは、これらと畜場から農家に至る各過程において農林水産省による管理措置が遵守されれば十分軽減される。」としています。

すなわち、報告は、「豚及び家きん由来の肉骨粉、蒸製骨粉及び加水分解たん白質を豚及び家きんの飼料に利用することに当たっては、交差汚染を防止するための適切な管理が実施できる施設にのみ認められるべきである。」と結論づけています。

- (2) この結果を踏まえて、農林水産省は、今般、「飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令（昭和 51 年農林省令第 35 号）」を改正し（平成 17 年 2 月 28 日付け農林水産省令第 15 号）、豚及び家きんに由来する次のたん白質については、それぞれ、その製造工程がこれらたん白質以外の動物由来たん白質の製造工程と

確実に分離されていることを農林水産大臣が確認した場合に限り、豚、鶏及びうずら（以下「豚等」という。）用の飼料に用いることを平成17年4月1日から認めることとしました。

～～豚・鶏・うずら用の飼料に用いることができるたん白質～～

①豚に由来する血粉、血しょうたん白質、肉骨粉、加水分解たん白質及び蒸製骨粉（以下「豚肉骨粉等」という。）

②家きんに由来するチキンミール、フェザーミール、血粉、血しょうたん白質、加水分解たん白質及び蒸製骨粉（以下「家きん加水分解たん白質等」という。）

③豚及び家きんに由来する原料を製造工程の原料投入口で混合して製造する肉骨粉、加水分解たん白質及び蒸製骨粉（以下「原料混合肉骨粉等」という。）

注：下線部が平成17年4月1日から新たに飼料利用が認められたたん白質

一口メモ

平成17年4月1日から飼料利用が認められた豚由来たん白質等は、豚、鶏及びうずらに限って飼料として使用できます。

牛、めん羊、山羊、しか及び養殖水産動物には使用できないので注意してください。
使用した場合は、処罰の対象になります。

(3) 豚由来たん白質等を飼料に用いる場合には、と畜場レベル、食肉処理場レベル、化製場（レンダリング）レベル等の製造工程がこれらたん白質以外の動物由来たん白質の製造工程と確実に分別されているか否かの農林水産大臣の確認が必須条件になりました。

農林水産大臣の確認手続きは、「飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の規定に基づく動物由来たん白質及び動物性油脂の農林水産大臣の確認手続きについて」（平成17年3月11日付け16消安第9574号農林水産省消費・安全局長通知）が、各都道府県知事等行政機関や関係団体に発出され、平成17年4月1日からスタートとしています。詳細は、最寄の各都道府県畜産主務課等でご確認ください。



壁で仕切ったある豚専用の処理工程

II

豚由来たん白質等の飼料利用のために

ポイント解説



豚由来たん白質等を飼料として利用するためには、製造工程上の物理的な交差汚染防止、専用容器による保管・管理や豚原料供給管理票の携行など、各種の措置を講ずることが必須条件となります。

豚由来たん白質等を、豚、鶏及びうずらの飼料として利用するためには、牛由来のたん白質との「物理的な交差汚染を防止」することが必要になります。

この「物理的な交差汚染を防止」＝キーワードは、

- ①と畜場関係者、②カット場関係者、③食鳥処理場関係者、④豚等食肉残渣を運搬する収集業者の

各レベルで重要であり、それぞれに必要な措置が強く求められています。

- ①と畜場関係者レベル
 - ②カット場関係者レベル
 - ③食鳥処理場関係者レベル
 - ④運搬収集業者レベル
- の各レベルで

豚由来たん白質等が畜産リサイクルの中で飼料として利用されるための4つのポイント

物理的な交差汚染を防止するためには、次ページに示した4つのポイントを確実に実施することが必要です。

牛・豚専用の長靴（色による区分）



と畜場関係者が遵守すべき 4つのポイント

point1 牛由来の原料と物理的な交差汚染を防止する措置（「混入防止区域」の設定）を行うこと

- ・ 豚原料は、豚以外の畜産物等の動物質原料と分別されていること
- ・ 豚処理工程は、豚以外の家畜を処理する工程と壁で仕切る等混入防止対策を施した区域で作業をするとともに、その作業は、豚専用の器具を用いること
- ・ 豚原料専用の保管容器に保存するとともに、豚原料以外が混入しないように分別保管がなされていること
- ・ 混入防止区域での作業は、豚専用の作業着や靴等を着用した作業員が行うこと。豚以外の家畜の作業者は混入防止区域に立ち入らないこと



point2 豚原料容器には豚原料が入っている旨の表示のある専用容器を用いて出荷を行い、原料供給管理票（13ページを参照）を発行添付すること

- ・ 豚原料と豚原料以外の動物性たん白質を混載する場合は、豚以外の動物由来たん白質が混入しないような蓋をした容器を用いること



注：「容器」とは、輸送車、バルク車、トランスバック、PP袋等及びその原料が直接接触するものであって、これらの輸送又は保管のために用いられるもの

point3 ポイント1+2を確実にするための作業マニュアルを備え付けるとともに、確認又は分別責任者を設置し、定期的な記帳の確認を実施すること

point4 豚由来たん白質残さを有効利用するために、レンダリング業者との原料引渡し・引受けに関する契約（7ページを参照）を締結すること





COFFEE BRAKE

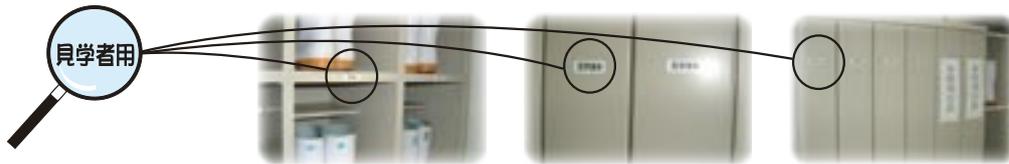
混入防止区域で作業する者の作業着は、クリーニングすれば牛に使用した作業着と共用できますか？

(答) 混入防止区域での作業は、豚専用の作業着を着用する必要があることから、クリーニングしたものであっても牛用の作業着と共用することはできません。

豚の処理工程と牛の処理工程の機械をメンテナンスする作業者は、作業着等を着替える必要がありますか？

(答) 混入防止区域での作業は、豚専用の作業着を着用する必要があることから、作業内容にかかわらず、豚専用の作業着等に着替える必要があります。

なお、外来者が、混入防止区域に立ち入ることが想定されることから、来客用の長靴及び作業着等を準備することが望ましいでしょう。



■ カット場関係者の遵守すべき4つの事項 ■

■ 食鶏処理場関係者が遵守すべき4つの事項 ■

■ 運搬収集業者が遵守すべき4つの事項 ■

基本は、「と畜場関係者が遵守すべき4つの事項」と同じです。

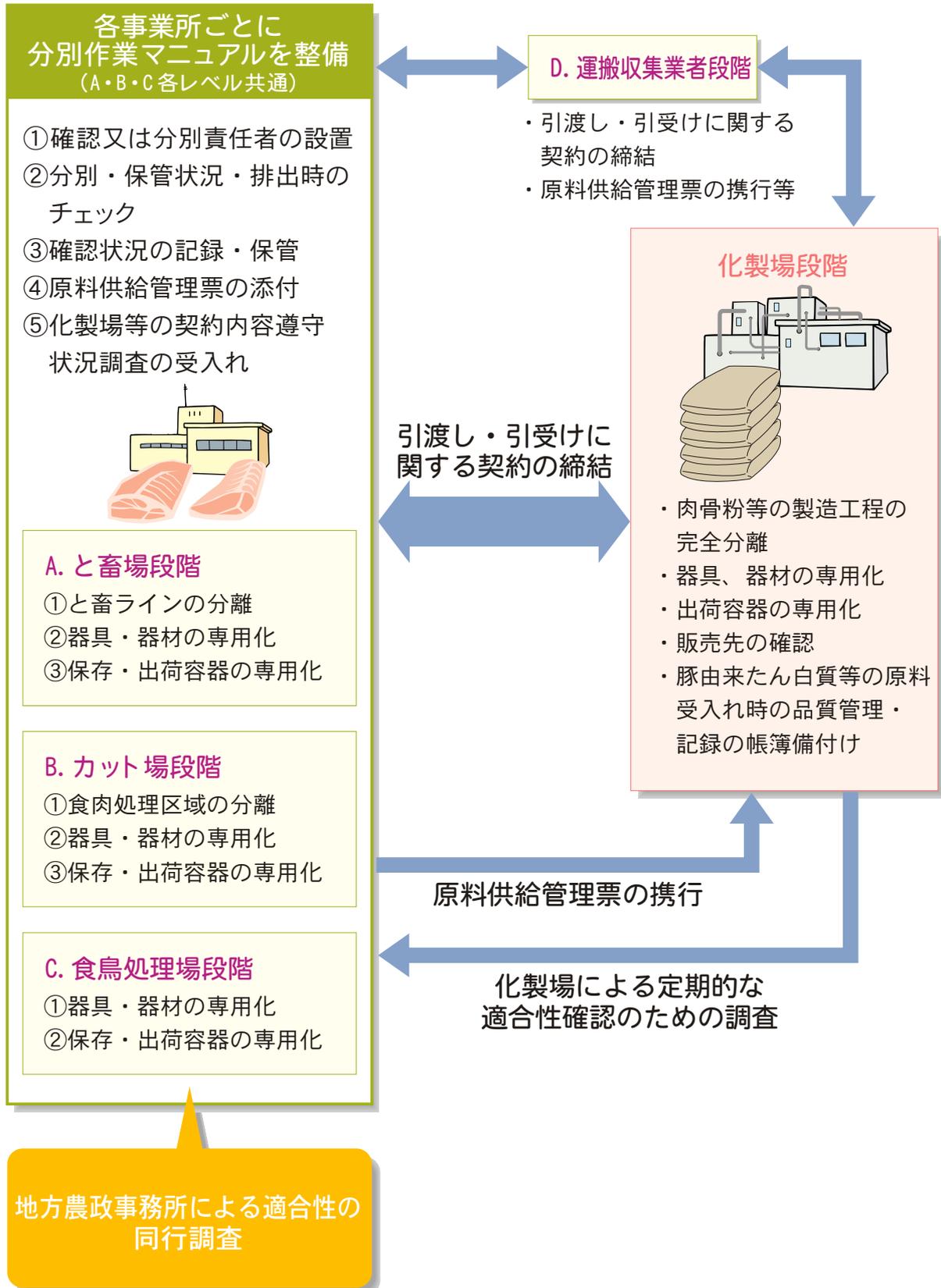
特記事項を整理すると下表のようになります。

カット場関係者が遵守すべき事項	【食肉処理に関する事項】 ・と畜場から受け入れる豚の枝肉 豚の枝肉のみを輸送容器に入れて輸送されたもの ・カット場等から受け入れる豚のカット肉等 壁等で仕切られた施設で処理し、豚のカット肉等のみを輸送容器に入れて輸送されたもの	【豚原料の出荷に関する事項】 (と畜場と同じ)	【分別体制の確認・管理に関する事項】 (と畜場と同じ)
食鳥処理場関係者が遵守すべき事項	—	【家きん原料の出荷に関する事項】 (と畜場と同じ)	【分別体制の確認・管理に関する事項】 (と畜場と同じ)
運搬収集業者が遵守すべき事項	【収集する豚・家きん原料に関する事項】 (と畜場・カット場・食鳥処理場の場合と同じ)	【豚・家きん原料の輸送に関する事項】 ・豚由来副産物等と他の動物性たん白質原料が混入しないよう専用容器を用いること ・原料供給管理票を携行すること等	【集積所等で一時的に保管・出荷する場合の事項】 ・豚由来副産物等の専用容器での保管 ・出荷の際の混入防止 ・原料供給管理票の携行 ・確認責任者による定期的な確認及び帳簿の整備と記録 等

注：と畜場関係者等原料排出事業場における作業マニュアル例は、資料編（14ページ）に掲載しましたので、参考にしてください。



[豚由来たん白質等の飼料利用にかかるチャート]



Ⅲ

豚由来たん白質等の引渡し・引受けに関する契約の締結

ポイント解説



豚由来たん白質等の引渡し・引受けに関する契約は、必ず「書面」で契約書を取り交わさなければなりません。

畜産リサイクルの機能を確保するためには、と畜場関係者（カット場関係者、食鳥処理場関係者や運搬収集者を含む。）

と化製業者が、豚由来たん白質等を他のものと交差汚染させないという互いの責任を明確にする必要があります。その土台となるのがこの「引渡し・引受けに関する契約」です。

原料供給管理票と相まって、豚由来たん白質等の飼料利用を確実にするための担保になる重要な事項です。

「豚由来たん白質等の引渡し・引受けに関する契約書例」を掲載しました。そのまま使える様式になっています。

インターネットからも引き出せますので御利用下さい。

（社）全国食肉学校のホームページ

<http://group.lin.go.jp/fma/>

（社）日本畜産副産物協会のホームページ

<http://www.jlba.or.jp/>

また、各原料排出事業場と運搬収集業者等との間の契約は契約書例において「化製業者等」を「運搬収集業者等」と読み替えて下さい。

- A：と畜場⇔化製業者等の契約書例
- B：カット場⇔化製業者等の契約書例
- C：食鳥処理場⇔化製業者等の契約書例
- D：運搬収集業者⇔化製業者等の契約書例



～契約書例～

(A) と畜場⇄化製業者等の豚由来たん白質等の引渡し・引受けに関する契約書例

【と畜場関係者用】

契 約 書

と畜場 _____ (以下「甲」という。) と化製業者等 _____ (以下「乙」という。) は、事業活動に伴い発生する豚に由来する副産物 (以下「豚原料」という。) の引渡し・引受けに関し、以下の事項を確認する。

- 1 乙は、従来からの取引関係を尊重し、豚原料を飼料の原料として引き受けること。
- 2 甲は、豚原料を乙 (乙の委託により豚原料の運搬を行う者を含む。) に引き渡すに当たって、以下の事項を遵守すること。
 - (1) 事業所におけると畜処理に関する事項
 - ① 豚肉骨粉等又は原料混合肉骨粉等の原料となる豚原料は、豚以外の畜産物等の動物質原料と分別されていること。
 - ② 豚のと畜から枝肉になるまでの豚原料が排出される処理工程 (以下「豚処理工程」という。) は、豚以外の家畜を処理する工程と壁で仕切る等混入防止対策を施した区域 (以下「混入防止区域」という。) を設定すること。
 - ③ 豚処理工程の作業は、豚専用の器具を用いること。
 - ④ 豚原料を入れる容器は、専用の保管容器に保存するとともに、豚原料以外が混入しないよう分別され、保管されていること。
 - ⑤ 混入防止区域の作業は、豚専用の作業着や靴等を着用した作業員が行うこと。豚以外の家畜等を処理する作業員は、混入防止区域に立ち入らないこと。
 - ⑥ 事業所ごとに豚原料に豚原料以外が混入しないための作業マニュアルを備え付けること。
 - (2) 豚原料の出荷に関する事項
 - ① 豚原料を出荷するごとに豚以外の動物質原料が混入していないことを確認すること。また、出荷に係る豚原料の数量等を記載した「原料供給管理票」を豚原料を運搬する者に持たせること。出荷に際して豚原料を入れる容器は、豚原料が入っている旨が明示された専用容器を用いること。
 - ② 豚原料と豚原料以外の動物性たん白質等とが混載されて運搬される場合 (甲自らが豚原料を運搬するときを含む。) には、豚原料以外の動物に由来する血液その他のたん白質が混入しないような専用の蓋をした容器を用いること。
 - (3) 確認責任者の設置
 - (1) 及び (2) に掲げる事項を定期的に確認する「確認責任者」を決め、実施状況の確認及び記録を行うこと。
- 3 甲は、乙による 2 の実施状況の確認を受け入れること。また、農林水産省又は独立行政法人肥飼料検査所が必要と認めるときは、その職員の同行を認めること。
- 4 本契約は、平成 年 月 日より確実に履行されること。
- 5 本契約に関して疑義が生じた場合には甲乙協議の上解決する旨その他豚原料の引渡し・引受けに関し甲乙間で定めておくべき事項

平成 年 月 日

(甲) 住 所 _____
業者名 _____
事業所名 _____
氏 名 _____ 印

(乙) 住 所 _____
業者名 _____
事業所名 _____
氏 名 _____ 印

(B) カット場⇔化製業者等の豚由来たん白質等の引渡し・引受けに関する契約書例

【カット場関係者用】

契 約 書

カット場 _____ (以下「甲」という。)と化製業者等 _____ (以下「乙」という。)は、事業活動に伴い発生する豚に由来する副産物 (以下「豚原料」という。)の引渡し・引受けに関し、以下の事項を確認する。

- 1 乙は、従来からの取引関係を尊重し、豚原料を飼料の原料として引き受けること。
- 2 甲は、豚原料を乙 (乙の委託により豚原料の運搬を行う者を含む。)に引き渡すに当たって、以下の事項を遵守すること。
 - (1) 事業所におけると畜処理に関する事項
 - ① と畜場等から受け入れる豚の枝肉は、豚以外のものが付着しないよう保管等管理されたものであり、豚の枝肉のみを輸送容器に入れて輸送されたものであること。豚の枝肉の輸送容器は、豚の枝肉の専用容器か、豚の枝肉を輸送する前に洗浄を行い、輸送容器内に付着した豚以外の血液等を十分に落とすこと。
また、カット場等から受け入れるカットされた豚肉等 (以下「豚カット肉等」という。)は、豚カット肉等の工程が全ての段階において壁等仕切られた施設から製造されたものであり、豚カット肉等のみを専用容器に入れて輸送されたものであること。
 - ② 豚の枝肉等の保管から豚原料が生じるカット工程までは、豚以外の枝肉等を扱う工程と壁で仕切る等、混入防止区域を設定すること。
 - ③ カット工程の作業は、豚専用の器具を用いること。
 - ④ 豚原料を入れる容器は、専用の保管容器に保存するとともに、豚原料以外が混入しないように分別され、保管されていること。
 - ⑤ 混入防止区域の作業は、豚専用の作用着や靴等を着用した作業員が行うこと。豚以外の家畜等を処理する作業員は、混入防止区域に立ち入らないこと。
 - ⑥ 事業所ごとに豚原料に豚原料以外が混入しないための作業マニュアルを備え付けること。
 - (2) 豚原料の出荷に関する事項
 - ① 豚原料を出荷するごとに豚以外の動物性原料が混入していないことを確認すること。また、出荷に係る豚原料の数量等を記載した「原料供給管理票」を豚原料を運搬する者に持たせること。出荷に際して豚原料を入れる容器は、豚原料が入っている旨が明示された専用容器を用いること。
 - ② 豚原料と豚原料以外の動物性たん白質等とが混載されて運搬される場合 (甲自らが豚原料を運搬するときを含む。)には、豚原料以外の動物に由来する血液その他のたん白質が混入しないような専用の蓋をした容器を用いること。
 - (3) 確認責任者の設置
 - (1) 及び (2) に掲げる事項を定期的に確認する「確認責任者」を決め、実施状況の確認及び記録を行うこと。
- 3 甲は、乙による2の実施状況の確認を受け入れること。また、農林水産省又は独立行政法人肥飼料検査所が必要と認めるときは、その職員の同行を認めること。
- 4 本契約は、平成 年 月 日より確実に履行されること。
- 5 本契約に関して疑義が生じた場合には甲乙協議の上解決する旨その他豚原料の引渡し・引受けに関し甲乙間で定めておくべき事項

平成 年 月 日

(甲) 住 所 _____
業者名 _____
事業所名 _____
氏 名 _____ 印

(乙) 住 所 _____
業者名 _____
事業所名 _____
氏 名 _____ 印

(C) 食鳥処理場⇔化製業者等の家きん原料の引渡し・引受けに関する契約書例

【食鳥処理場関係者用】

契 約 書

食鳥処理場 _____ (以下「甲」という。)と化製業者等 _____ (以下「乙」という。)は、事業活動に伴い発生する家きんに由来する副産物 (以下「家きん原料」という。)の引渡し・引受けに関し、以下の事項を確認する。

- 1 乙は、従来からの取引関係を尊重し、家きん原料を飼料の原料として引き受けること。
- 2 甲は、家きん原料を乙 (乙の委託により家きん原料の運搬を行う者を含む。)に引き渡すに当たって、以下の事項を遵守すること。
 - (1) 家きん原料の出荷に関する事項
 - ① 家きん原料を出荷するごとに出荷に係る家きん原料の数量等を記載した「原料供給管理票」を家きん原料を運搬する者に持たせること。出荷に際して家きん原料を入れる容器は、家きん原料が入っている旨が明示された専用容器を用いること。
 - ② 家きん原料と家きん原料以外の動物性たん白質とが混載されて運搬される場合 (甲自らが家きん原料を運搬するときを含む。)には、家きん原料以外の動物に由来する血液その他のたん白質が混入しないような専用の蓋をした容器を用いること。
 - (2) 確認責任者の設置
 - (1)に掲げる事項を定期的に確認する「確認責任者」を決め、実施状況の確認及び記録を行うこと。
- 3 甲は、乙による2の実施状況の確認を受け入れること。また、農林水産省又は独立行政法人肥飼料検査所が必要と認めるときは、その職員の同行を認めること。
- 4 本契約は、平成 年 月 日より確実に履行されること。
- 5 本契約に関して疑義が生じた場合には甲乙協議の上解決する旨その他豚原料の引渡し・引受けに関し甲乙間で定めておくべき事項

平成 年 月 日

(甲) 住 所 _____
業者名 _____
事業所名 _____
氏 名 _____ 印

(乙) 住 所 _____
業者名 _____
事業所名 _____
氏 名 _____ 印

(D) 運搬収集業者等⇔化製業者等の豚由来たん白質等の引渡し・引受けに関する契約書例

【収集業者等関係者用】

契 約 書

収集業者等 _____ (以下「甲」という) と化製業者等 _____ (以下「乙」という) は、事業活動に伴い発生する豚又は家きんに由来する副産物 (以下「豚・家きん原料」という) の引渡し・引受けに関し、以下の事項を確認する。

- 1 乙は、従来からの取引関係を尊重し、豚・家きん原料を飼料の原料として引き受けること。
- 2 甲は、豚・家きん原料を乙に引き渡すに当たって、以下の事項を遵守すること。
 - (1) 収集する豚・家きん原料に関する事項
豚・家きん原料は、以下の要件を満たす収集先から収集されたものに限ること。

と畜場にあつては、

- ① 豚肉骨粉等又は原料混合肉骨粉等の原料となる豚原料は、豚以外の畜産物等の動物質原料と分別されていること。
- ② 豚のと畜から枝肉になるまでの豚原料が排出される処理工程 (以下「豚処理工程」という) は、豚以外の家畜を処理する工程と壁で仕切る等混入防止対策を施した区域 (以下「混入防止区域」という) を設定すること。
- ③ 豚処理工程の作業は、豚専用の器具を用いること。
- ④ 豚原料を入れる容器は、専用の保管容器に保存するとともに、豚原料以外が混入しないよう分別され、保管されていること。
- ⑤ 混入防止区域の作業は、豚専用の作業着や靴等を着用した作業員が行うこと。豚以外の家畜等を処理する作業員は、混入防止区域に立ち入らないこと。
- ⑥ 事業所ごとに豚原料に豚原料以外が混入しないための作業マニュアルを備え付けること。
- ⑦ 豚原料を出荷するごとに豚以外の動物質原料が混入していないことを確認すること。また、出荷に係る豚原料の数量等を記載した「原料供給管理票」を豚原料を運搬する者に持たせること。出荷に際して豚原料を入れる容器は、豚原料が入っている旨が明示された専用容器を用いること。
- ⑧ ①～⑦に掲げる事項を定期的に確認する「確認責任者」を決め、実施状況の確認及び記録を行うこと。

カット場等にあつては、

- ① と畜場等から受け入れる豚の枝肉は、豚以外のものが付着しないよう保管等管理されたものであり、豚の枝肉のみを輸送容器に入れて輸送されたものであること。豚の枝肉の輸送容器は、豚の枝肉の専用容器か、豚の枝肉を輸送する前に洗浄を行い、輸送容器内に付着した豚以外の血液等を十分に落とすこと。
また、カット場等から受け入れるカットされた豚肉等 (以下「豚カット肉等」という) は、豚カット肉等の工程が全ての段階において壁等で仕切られた施設から製造されたものであり、豚カット肉等のみを専用容器に入れて輸送されたものであること。
- ② 豚の枝肉等の保管から豚原料が生じるカット工程までは、豚以外の枝肉等を扱う工程と壁で仕切る等、混入防止区域を設定すること。
- ③ カット工程の作業は、豚専用の器具を用いること。
- ④ 豚原料を入れる容器は、専用の保管容器に保存するとともに、豚原料以外が混入しないよう分別され、保管されていること。
- ⑤ 混入防止区域の作業は、豚専用の作業着や靴等を着用した作業員が行うこと。豚以外の家畜等を処理する作業員は、混入防止区域に立ち入らないこと。
- ⑥ 事業所ごとに豚原料に豚原料以外が混入しないための作業マニュアルを備え付けること。
- ⑦ 豚原料を出荷するごとに豚以外の動物質原料が混入していないことを確認すること。また、出荷に係る豚原料の数量等を記載した「原料供給管理票」を豚原料を運搬する者に持たせること。出荷に際して豚原料を入れる容器は、豚原料が入っている旨が明示された専用容器を用いること。
- ⑧ ①～⑦に掲げる事項を定期的に確認する「確認責任者」を決め、実施状況の確認及び記録を行うこと。

食鳥処理場にあつては、

- ① 家きん原料を出荷するごとに出荷に係る家きん原料の数量等を記載した「原料供給管理票」を家きん原料を運搬する者に持たせること。出荷に際して家きん原料を入れる容器は、家きん原料が入っている旨が明示された専用容器を用いること。
- ② ①に掲げる事項を定期的に確認する「確認責任者」を決め、実施状況の確認及び記録を行うこと。

(2) 豚・家きん原料の輸送に関する事項

- ① 豚・家きん原料の輸送に当たっては、豚原料には豚以外の、家きん原料には家きん以外の動物質原料がそれぞれ混入しないように輸送すること。豚・家きん原料を入れる容器は、豚・家きん原料が入っている

旨が明示された専用容器を用いること。

- ② 豚原料と豚原料以外の動物性たん白質等とが混載されて運搬される場合又は家きん原料と家きん原料以外の動物性たん白質等とが混載されて運搬される場合には、豚原料には豚原料以外の、家きん原料には家きん原料以外の動物に由来する血液その他のたん白質が混入しないような専用の蓋をした容器を用いること。
- ③ 輸送車には、原料供給管理票を携行すること。

＜甲が豚・家きん原料を集積所等で一時的に保管・出荷しているような場合には、次の3の規定を設ける＞

3 豚・家きん原料の保管・出荷に関する事項

(1) 豚・家きん原料の保管

- ① 豚・家きん原料は、それぞれ専用の容器に入れ、それ以外の動物に由来する血液その他のたん白質が混入しないよう保管すること。

(2) 豚・家きん原料の出荷

- ① 豚・家きん原料を出荷するごとにそれ以外の動物質原料が混入していないことを確認すること。出荷に際して豚・家きん原料を入れる容器は、それぞれ豚・家きん原料が入っている旨が明示された専用容器を用いること。
- ② 豚・家きん原料と豚・家きん原料以外の動物性たん白質等とが混載されて運搬される場合（豚原料及び家きん原料の混載を含む。）には、豚原料には豚原料以外の、家きん原料には家きん原料以外の動物にそれぞれ由来する血液その他のたん白質が混入しないような専用の蓋をした容器を用いること。
- ③ 「原料供給管理票」を豚・家きん原料を運搬する者に持たせること。

(3) 保管・出荷の管理

- ① (1) 及び (2) に掲げる事項を定期的に確認する「確認責任者」を決め、実施状況の確認及び記録を行うこと。
- ② 事業所ごとに豚・家きん原料にそれ以外が混入しないための作集マニュアルを備え付けること。

4 甲は、乙による2（及び3）の実施状況の確認を受け入れること。また、農林水産省又は独立行政法人肥飼料検査所が必要と認めるときは、その職員の同行を認めること。

5 甲は、2（1）の収集先が2（1）の要件を満たすものであることを確認するため次のことを行うこと。

(1) 2（1）の収集先との間で、次の事項について契約等を取り交わすこと。

- ① 収集先は、2（1）の要件を遵守すること
 - ② 収集先は、甲による2（1）の実施状況の確認を受け入れること
 - ③ 収集先は、②の確認に際して農林水産省又は独立行政法人肥飼料検査所が必要と認めるときは、その職員の同行を認めること
- (2) 収集先の名称、所在地、連絡先等を記載した一覧表を整備するとともに、農林水産省が必要と認め、当該一覧表及び5（1）の契約書等又はその写しの提示を求めた場合には、これに応ずること。
- (3) 5（1）の契約内容が収集先において確実に遵守されていることについて確認すること。

6 本契約は、平成 年 月 日より確実に履行されること。

7 本契約に関して疑義が生じた場合には甲乙協議の上解決する旨その他豚・家きん原料の引渡し・引受けに関し甲乙間で定めておくべき事項

平成 年 月 日

(甲) 住 所 _____
業者名 _____
事業所名 _____
氏 名 _____ 印

(乙) 住 所 _____
業者名 _____
事業所名 _____
氏 名 _____ 印

IV

原料供給管理票の携行

ポイント解説



原料供給管理票は、化製場段階で、豚・鶏・うずら用の飼料用肉骨粉等を製造する際、その原料に豚由来たん白質等以外のもが混入していないことを確認するための拠り所になります。

このため、正確な記載・管理・携行が、極めて重要な作業になります。

原料供給管理票

副産物の原料供給事業者の氏名 又は名称及び住所	〇〇〇〇株式会社 〇〇県〇〇郡凸凹町△番地 管理者又は確認責任者の職名・氏名 印
製造事業場の名称及び住所	〇〇〇化製レングダ株式会社〇〇工場 〇〇県△△市・・・番地
供給する原料の種類（*）	豚
出荷年月日	平成〇〇年〇〇月〇〇日
出荷数量	1,000kg

*供給する原料の種類については、具体的な由来動物について明記し、牛由来原料を使用する場合は、牛のせき柱が含まれていないことを明記すること。



COFFEE BRAKE

原料供給管理票の出荷数量の欄は、計量設備のない事業場にあつては、重量ではなく容器の数や処理頭数（例えば、コンテナ1/2、2頭分）での記載でも良いでしょうか？

（答）問題ありません。

V

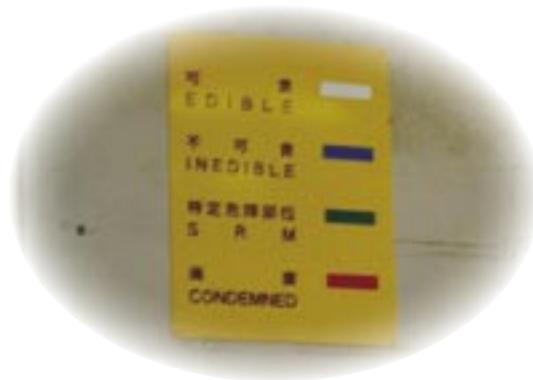
資料編（原料排出事業場における作業マニュアル）

(1) と畜場編

(2) カット場編

(3) 食鳥処理場編

(4) 運搬収集業者編



(1) 【と畜場編】

制定年月日
事業場の名称

豚に由来する副産物の分別管理のための作業マニュアル

このマニュアルは、「豚肉骨粉等製造業者による原料収集先の確認基準」（平成17年3月11日付け16消安第9574号農林水産省消費・安全局長通知「飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の規定に基づく動物由来たん白質及び動物性油脂の農林水産大臣の確認手続きについて」）の規定に基づき、豚肉骨粉等の原料となる豚の骨その他の副産物（以下「豚原料」という）に豚以外の畜産物等の動物質原料が混入しないために作業上注意すべき事項を定めるものである。

1 と畜処理に関する事項

- (1) 豚原料は、豚以外の畜産物等の動物質原料と分別する。
- (2) 豚のと畜から枝肉になるまでの豚原料が排出される処理工程（以下「豚処理工程」という。）は、豚以外の家畜を処理する工程と壁で仕切る等混入防止対策を施した区域（以下「混入防止区域」という。）を設定する。
- (3) 豚処理工程の作業は、豚専用の器具を用いる。
- (4) 豚原料は、豚原料専用の容器に入れ、豚原料以外が混入しないよう分別して保管する。
- (5) 混入防止区域の作業は、豚専用の作業着や靴等を着用した作業員が行い、豚以外の家畜等を処理する作業員は、混入防止区域に立ち入らない。

2 豚原料の出荷に関する事項

- (1) 豚原料を出荷するごとに、出荷に係る豚原料の数量等を記載した「原料供給管理票」を発行し、豚原料を運搬する者に持たせる。
- (2) 豚原料を出荷するに当たって用いる容器は、豚原料が入っている旨が明示された専用容器を用いる。
- (3) 豚原料が豚原料以外の動物性たん白質等と混載されて運搬される場合（自ら豚原料を運搬するときを含む）には、豚原料に豚原料以外の動物由来たん白質が混入しないような専用の蓋をした容器を用いる。

3 分別体制の確認・管理に関する事項

- (1) 1及び2に関する事項を定期的に確認する責任者（以下「確認責任者」という）は、〇〇課長とする。
- (2) 確認責任者は、1及び2に関する事項の確認を行うとともに、豚原料と豚以外の畜産物等の動物質原料の分別に関し、次に掲げる事項を管理する。
 - ① 作業員に対する豚原料と豚以外の畜産物等の動物質原料の分別作業の指導監督
 - ② 豚原料と豚以外の畜産物等の動物質原料の分別、保管及び搬出の確認及び記録
 - ③ 豚原料の出荷ごとの豚以外の畜産物等の動物質原料が混入していないことについての確認
- (3) 確認責任者は、帳簿を整理し、次に掲げる事項について記録を行う。
豚原料の出荷先ごとの搬出量（重量、コンテナ数、処理頭数等）
- (4) (3)の帳簿及び出荷した豚原料に係る受渡伝票等（原料供給管理票の発行記録等）については、2年間保存する。

(2)【カット場編】

制定年月日
事業場の名称

豚に由来する副産物の分別管理のための作業マニュアル

このマニュアルは、「豚肉骨粉等製造業者による原料収集先の確認基準」（平成17年3月11日付け16消安第9574号農林水産省消費・安全局長通知「飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の規定に基づく動物由来たん白質及び動物性油脂の農林水産大臣の確認手続きについて」）の規定に基づき、豚肉骨粉等の原料となる豚の骨その他の副産物（以下「豚原料」という）に豚以外の畜産物等の動物質原料が混入しないために作業上注意すべき事項を定めるものである。

1 食肉処理に関する事項

- (1) と畜場等から受け入れる豚の枝肉は、豚以外のものが付着しないよう保管等管理されたものであり、豚の枝肉のみを輸送容器に入れて輸送されたものとする。豚の枝肉の輸送容器は、豚の枝肉の専用容器か、豚の枝肉を輸送する前に洗浄を行い、輸送容器内に付着した豚以外の血液等を十分に落とししたものを使用する。
また、カット場等から受け入れるカットされた豚肉等（以下「豚カット肉等」という。）は、豚カット肉等の全工程が全ての段階において壁等で仕切られた施設から製造されたものであり、豚カット肉等のみを専用容器に入れて輸送されたものとする。
- (2) 豚の枝肉等の保管から豚原料が生じるカット工程までは、豚以外の枝肉等を扱う工程と壁で仕切る等、混入防止区域を設定する。
- (3) カット工程の作業は、豚専用の器具を用いる。
- (4) 豚原料は、豚原料専用の容器に入れ、豚原料以外が混入しないよう分別して保管する。
- (5) 混入防止区域の作業は、豚専用の作業着や靴等を着用した作業員が行い、豚以外の家畜等を処理する作業員は、混入防止区域に立ち入らない。

2 豚原料の出荷に関する事項

- (1) 豚原料を出荷するごとに、出荷に係る豚原料の数量等を記載した「原料供給管理票」を発行し、豚原料を運搬する者に持たせる。
- (2) 豚原料を出荷するに当たって用いる容器は、豚原料が入っている旨が明示された専用容器を用いる。
- (3) 豚原料が豚原料以外の動物性たん白質等と混載されて運搬される場合（自ら豚原料を運搬するときを含む）には、豚原料に豚原料以外の動物由来たん白質が混入しないような専用の蓋をした容器を用いる。

3 分別体制の確認・管理に関する事項

- (1) 1及び2に関する事項を定期的に確認する責任者（以下「確認責任者」という）は、〇〇課長とする。
- (2) 確認責任者は、1及び2に関する事項の確認を行うとともに、豚原料と豚以外の畜産物等の動物質原料の分別に関し、次に掲げる事項を管理する。
 - ① 作業員に対する豚原料と豚以外の畜産物等の動物質原料の分別作業の指導監督
 - ② 豚原料と豚以外の畜産物等の動物質原料の分別、保管及び搬出の確認及び記録
 - ③ 豚原料の出荷ごとの豚以外の畜産物等の動物質原料が混入していないことについての確認
- (3) 確認責任者は、帳簿を整理し、次に掲げる事項について記録を行う。
豚原料の出荷先ごとの搬出量（重量、コンテナ数、処理頭数等）
- (4) (3)の帳簿及び出荷した豚原料に係る受渡伝票等（原料供給管理票の発行記録等）については、2年間保存する。

(3) 【食鳥処理場編】

制定年月日
事業場の名称

家きんに由来する副産物の分別管理のための作業マニュアル

このマニュアルは、「豚及び家きんに由来する原料を混合して製造された肉骨粉、加水分解たん白等及び蒸製骨粉の製造工程に関する基準」（平成17年3月11日付け16消安第9574号農林水産省消費・安全局長通知「飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の規定に基づく動物由来たん白質及び動物性油脂の農林水産大臣の確認手続きについて」）の規定に基づき、原料混合肉骨粉等の原料となる家きん処理副産物（以下、「家きん原料」という）に家きん以外の畜産物等の動物質原料が混入しないために作業上注意すべき事項を定めるものである。

1 家きん原料の出荷に関する事項

- (1) 家きん原料を出荷するごとに、出荷に係る家きん原料の数量等を記載した「原料供給管理票」を発行し、家きん原料を運搬する者に持たせる。
- (2) 家きん原料を出荷するに当たって用いる容器は、家きん原料が入っている旨が明示された専用容器を用いる。
- (3) 家きん原料が家きん原料以外の動物性たん白質等と混載されて運搬される場合（自ら家きん原料を運搬するときを含む）には、家きん原料に家きん原料以外の動物由来たん白質が混入しないような専用の蓋をした容器を用いる。

2 分別体制の確認・管理に関する事項

- (1) 1に関する事項を定期的に確認する責任者（以下「確認責任者」という）は、〇〇課長とする。
- (2) 確認責任者は、1に関する事項の確認を行うとともに、家きん原料と家きん以外の畜産物等の動物質原料の分別に関し、次に掲げる事項を管理する。
 - ① 作業者に対する家きん原料と家きん以外の畜産物等の動物質原料の分別作業の指導監督
 - ② 家きん原料と家きん以外の畜産物等の動物質原料の分別、保管及び搬出の確認及び記録
- (3) 確認責任者は、帳簿を整理し、次に掲げる事項について記録を行う。
家きん原料の出荷先ごとの搬出量（重量、コンテナ数、処理頭数等）
- (4) (3)の帳簿及び出荷した豚原料に係る受渡伝票等（原料供給管理票の発行記録等）については、2年間保存する。

(4) 【運搬収集業者編】

制定年月日
事業場の名称

豚及び家きんに由来する副産物の分別管理のための作業マニュアル

このマニュアルは、「豚肉骨粉等製造業者による原料収集先の確認基準」及び「豚及び家きんに由来する原料を混合して製造された肉骨粉、加水分解たん白等及び蒸製骨粉の製造工程に関する基準」（平成17年3月11日付け16消安第9574号農林水産省消費・安全局長通知「飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の規定に基づく動物由来たん白質及び動物油脂の農林水産大臣の確認手続きについて」）の規定に基づき、豚肉骨粉等の原料となる豚の骨その他の副産物（以下「豚原料」という。）に豚原料以外の畜産物等の動物質原料が、原料混合肉骨粉等の原料となる家きん処理副産物（以下「家きん原料」という。）に家きん以外の畜産物等の動物質原料がそれぞれ混入しないために作業上注意すべきことを定めるものである。

- 1 収集する豚原料又は家きん原料（以下「豚・家きん原料」という。）に関する事項
収集する豚・家きん原料は、以下の要件を満たすと畜場、カット場又は食鳥処理場から収集されたものに限る。
 - (1) と畜場の場合
 - ① 豚肉骨粉等又は原料混合肉骨粉等の原料となる豚原料は、豚以外の畜産物等の動物質原料と分別されていること。
 - ② 豚のと畜から枝肉になるまでの豚原料が排出される処理工程（以下「豚処理工程」という。）は、豚以外の家畜を処理する工程と壁で仕切る等混入防止対策を施した区域（以下「混入防止区域」という。）を設定すること。
 - ③ 豚処理工程の作業は、豚専用の器具を用いること。
 - ④ 豚原料を入れる容器は、専用の保管容器に保存するとともに、豚原料以外が混入しないよう分別され、保管されていること。
 - ⑤ 混入防止区域の作業は、豚専用の作業着や靴等を着用した作業員が行うこと。
豚以外の家畜等を処理する作業員は、混入防止区域に立ち入らないこと。
 - ⑥ 事業所ごとに豚原料に豚原料以外が混入しないための作業マニュアルを備え付けること。
 - ⑦ 豚原料を出荷するごとに豚以外の動物質原料が混入していないことを確認すること。また、出荷に係る豚原料の数量等を記載した「原料供給管理票」を豚原料を運搬する者に持たせること。出荷に際して豚原料を入れる容器は、豚原料が入っている旨が明示された専用容器を用いること。
 - ⑧ ①～⑦に掲げる事項を定期的に確認する「確認責任者」を決め、実施状況の確認及び記録を行うこと。
 - (2) カット場等の場合
 - ① と畜場等より輸送される豚の枝肉は、豚以外のものが付着しないよう保管等管理されたものであり、豚の枝肉のみを輸送容器に入れて輸送されたものであること。豚の枝肉の輸送容器は、豚の枝肉の専用容器か、豚の枝肉を輸送する前に洗浄を行い、輸送容器内に付着した豚以外の血液等を十分に落とすこと。
また、カット場等より輸送されるカットされた豚肉等（以下「豚カット肉等」という。）は、豚カット肉等の工程が全ての段階において壁等で仕切られた施設から製造されたものであり、豚カット肉等のみを専用容器に入れて輸送されたものであること。

- ② 豚の枝肉等の保管から豚原料が生じるカット工程までは、豚以外の枝肉等を扱う工程と壁で仕切る等、混入防止区域を設定すること。
 - ③ カット工程の作業は、豚専用の器具を用いること。
 - ④ 豚原料を入れる容器は、専用の保管容器に保存するとともに、豚原料以外が混入しないよう分別され、保管されていること。
 - ⑤ 混入防止区域の作業は、豚専用の作業着や靴等を着用した作業員が行うこと。豚以外の家畜等処理する作業員は、混入防止区域に立ち入らないこと。
 - ⑥ 事業所ごとに豚原料に豚原料以外が混入しないための作業マニュアルを備え付けること。
 - ⑦ 豚原料を出荷するごとに豚以外の動物性原料が混入していないことを確認すること。また、出荷に係る豚原料の数量等を記載した「原料供給管理票」を豚原料を運搬する者に持たせること。出荷に際して豚原料を入れる容器は、豚原料が入っている旨が明示された専用容器を用いること。
 - ⑧ ①～⑦に掲げる事項を定期的に確認する「確認責任者」を決め、実施状況の確認及び記録を行うこと。
- (3) 食鳥処理場の場合
- ① 家きん原料を出荷するごとに出荷に係る家きん原料の数量等を記載した「原料供給管理票」を家きん原料を運搬する者に持たせること。出荷に際して家きん原料を入れる容器は、家きん原料が入っている旨が明示された専用容器を用いること。
 - ② ①に掲げる事項を定期的に確認する「確認責任者」を決め、実施状況の確認及び記録を行うこと。

2 豚・家きん原料の輸送に関する事項

- (1) 豚・家きん原料の輸送に当たっては、豚原料には豚以外の、家きん原料には家きん以外の動物性原料がそれぞれ混入しないように輸送する。豚・家きん原料を入れる容器は、豚・家きん原料が入っている旨明示された専用容器を用いる。
- (2) 豚原料と豚原料以外の動物性たん白質等とが混載されて運搬される場合又は家きん原料と家きん原料以外の動物性たん白質等とが混載されて運搬される場合には、豚原料には豚原料以外の、家きん原料には家きん原料以外の動物にそれぞれ由来する血液その他のたん白質が混入しないような専用の蓋をした容器を用いる。
- (3) 輸送車には、原料供給管理票を携行する。
＜豚・家きん原料の集積所等で一時的に保管・出荷しているような場合には、3の規定を設ける＞

3 豚・家きん原料の保管・出荷に関する事項

- (1) 豚・家きん原料の保管
豚・家きん原料は、それぞれ専用の容器に入れ、それ以外の動物に由来する血液その他のたん白質が混入しないよう保管する。
- (2) 原料用残さの出荷
 - ① 豚・家きん原料を出荷するごとにそれ以外の動物性原料が混入していないことを確認する。出荷に際して豚・家きん原料を入れる容器は、それぞれ豚・家きん原料が入っている旨が明示された専用容器を用いる。
 - ② 豚・家きん原料と豚・家きん原料以外の動物性たん白質等とが混載されて運搬される場合（豚原料及び家きん原料の混載を含む。）には、豚原料には豚原料以外の、家きん原料には家きん原料以外の動物にそれぞれ由来する血液その他のたん白質が混入しないような専用の蓋をした容器を用いる。
 - ③ 豚・家きん原料を出荷するごとに、出荷に係る豚・家きん原料の数量等を記載した「原

料供給管理票」を発行し、豚・家きん原料を運搬する者に持たせる。

(3) 保管・出荷の管理

- ① (1)及び(2)に関する事項を定期的に確認する責任者(以下「確認責任者」という。)は、〇〇課長とする。
- ② 確認責任者は、(1)及び(2)に関する事項の確認を行うとともに、豚・家きん原料とそれ以外の畜産物等の動物質原料の分別に関し、次に掲げる事項を管理する。
 - ア 作業者に対する豚・家きん原料とそれ以外の畜産物等の動物質原料の分別作業の指導監督
 - イ 豚・家きん原料とそれ以外の畜産物等の動物質原料の分別、保管及び搬出の確認及び記録
 - ウ 豚・家きん原料を出荷するごとのそれ以外の動物質原料が混入していないことの確認
- ③ 確認責任者は、帳簿を整備し、次に掲げる事項について記録を行う。
豚・家きん原料の出荷先ごとの搬出量(重量、コンテナ数、処理頭数等)
- ④ ③の帳簿及び出荷した豚・家きん原料に係る受渡伝票等(原料供給管理票の発行記録等)については、2年間保存する。

本手引きに関する問合わせ先

農林水産省 代表電話 03-3502-8111

生産局畜産部食肉鶏卵課（食肉流通班担当）

内線：3994、3996

（畜産副産物班担当）

内線：3992、3993



食肉処理衛生管理向上等推進事業

（独立行政法人農畜産業振興機構 畜産業振興事業）

平成17年5月

発行：社団法人中央畜産会

制作：社団法人全国食肉学校